明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○港則法施行令の一部を改正する政令（二五四）　二

〔省　令〕

○港則法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六五）　二

〔告　示〕

○ダンス教授講習機関の住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（**国家公安委**三二）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三一二）　三

○円借款の供与に関する日本国政府と国際開発協会との間の書簡の交換に関する件（**外務**二三〇）　三

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのバヌアツ共和国の加入のための議定書のバヌアツ共和国による受諾に関する件（**同**二三一）　四

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**三三）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**九二六～九三四）　四

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**一四九）　五

○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（**同**一五〇）　六

○安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池を指定する件（**国土交通**七三一）　六

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（**同**七三二）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三〇九）　七

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一二五）　七

○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**同**一二六）　七

○道路に関する件（**九州地方整備局**一四四）　七

○登録住宅性能評価機関の住所を変更した件（**同**一四五）　七

〔国会事項〕

内閣　復興庁　林野庁

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

消費者庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消費者庁）　九

認定事業主等の所在地の変更に関する公示（厚生労働省）　一〇

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

公　聴　会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

警察共済組合役員の就・退職、平成二十五年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁）関係　二九

会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第二五四号）（国土交通省）

1　網走港、波浮港、舞鶴港及び徳山下松港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二六年八月一日から施行することとした。ただし、徳山下松港に関する規定は、平成二七年二月一日から施行することとした。